

環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理

平成 20 年 11 月 17 日

中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会

本専門委員会においては、国全体を低炭素化へ動かしていくための重要な仕組みとして、環境税等のグリーン税制に関し、広く調査・分析を重ねてきた。

(別添 委員名簿、開催の趣旨・調査事項、審議経過 参照)

今般、環境税等のグリーン税制を検討する際に論点となる下記の 6 つの事項について、本専門委員会における議論を整理した。

環境省や関係機関、国民各界各層における判断の材料として活用されるよう期待し、公表する。

1. 地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け

○ 京都議定書約束との関係

(我が国の温室効果ガス排出量の速報値・確定値を見つつ、京都議定書目標達成計画は年に 2 回進捗管理)

○ 中期目標・長期目標との関係

今後、相当な量の温室効果ガスの削減が必要であることを考えると、地球温暖化対策の中で環境税導入に向けた議論を積極的に進めていくべき。

・ 2007年度の温室効果ガス総排出量（速報値）は基準年（1990年）比8.7%増。京都議定書削減約束期間の2008年から2012年の平均でマイナス6%まで削減しなければならず、森林吸収源対策（3.8%削減）、京都メカニズム（1.6%削減）を見込んでなお、2007年度から9.3%削減しなければならない。「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）の進捗管理をしながら、広く各界各層において、環境税の議論を深め、その導入に向けた歩みを進めていくべきである。

・ さらに、将来を見通し、2050年までの長期目標との関係を見ると、「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）において、温室効果ガス排出量の60%から80%削減に向けて、環境税も実効的な仕組みの有力な候補と位置づけられている。中期目標との関係では、来年どういう目標を掲げるかという中で、環境税の考え方を一層大きく組み込むことについて、積極的な検討が必要である。

・ なお、こうした流れを前提とすれば、後述のとおり、揮発油税等の暫定税率の水準を引き下げることは二酸化炭素（以下CO₂と略記）を増やすこととなるので、税率を引き下げるべきではないということ、環境税の議論として提唱すべきである。